



建設業の「不易流行」

建 設業界はいま、国が推進する「第四次産業革命」という大波に直面している。この大波は、もともと建設業界が他産業界に先駆けて取り組んできた産業構造・就業構造の転換を実現するための「担い手確保・育成」に向けたさまざまな取組みも包含しているから、この大波を無視してやり過ごすわけにもいかない。「痛みを伴う転換をするか」「安定したじり貧を取るか」「転換するならスピード勝負」。

安倍政権の成長戦略『日本再興戦略2016』のベースともなった経済産業省の部会がまとめた「新産業構造ビジョン」は、わが国が直面する人口減少、担い手（生産年齢人口）縮小を強い危機意識として全面に打ち出している。各産業が生産性向上の取組みを進める一方、新たな稼ぎ頭として新産業創出を国が全面支援する。

具体的には、IoT（モノのインターネット）、ビッグデータ、AI（人工知能）、ロボット、

トなどの技術革新によって、従来業務の効率化と生産性向上によって、人口・担い手減少を補い、かつ国の経済規模であるGDP（国内総生産）を増大させる。国土交通省のi-Construction（アイ・コンストラクション）もこの国の政策の一つであり、建設業界がこの数年前から取り組んできた担い手確保・育成は、いまや「第四次産業革命」の推進という大波に飲み込まれようとしている。

大波は、いわば国策だから特定の産業を例外扱いするのは難しい。国策のベースとなった「新産業構造ビジョン」の検証議論を始めた経産省の部会では「建設業界の重層下請構造を問題視し、今後の企業淘汰もやむなし」の発言も出始めた。

建設業界にとって覚悟しなければならぬのは、「第四次産業革命」実現の過程で起きる影響が大きいことが判明した場合でも、緩和策を要望することなどは難しいという点であろう。

法」だった。二〇〇五年三月に成立した品確法とほぼ同時に成立したのが、リーニエンシー（課徴金減免制度）などを柱にした改正独占禁止法である。品確法と改正独占禁止法は、あたかも牽制し合うような構図をもって同時期に成立したのである。

建設業界に大きな影響を与える大波に対抗するため、結果的に用意された二〇一五年四月から本格的に運用された改正品確法などの、いわゆる担い手三法も同様だった。改正品確法は品質の確保だけでなく、受注企業が担い手を確保・育成し、適正な利益確保するため、多様な発注方式を採用することができると明記した。

このことは、公共調達業務と工事に限定して、公共調達の原則である会計法・予算令、地方自治法の縛りから外れることを意味した。

品確法と改正独占禁止法が結果としてバスターの関係にあるとすれば、業務と工事に特化した「公共調達新法」に近いというべき担い手三法は、公共事業当初予算を増やさないとバスターの関係なのかもしれない。

公共事業の必要性は理解できても、国の財政制約を重視せざるを得ない。しかし、産業政策と業務と工事の発注政策については、これまで以上にフリーハンドを認めた、という見立てだ。

バスター、その後には何があるのか

さて、これからのことである。過去、結果的に品確法と並行して議論が進んで同時期に成立した改正独占禁止法ではあるが、その所管官庁である公正取引委員会から今、課徴金額を決められるよう、「裁量性」を持たせるという大改正の動きが浮上している。

その内容とは、課徴金について現行三年の算定期間や業種別と中小企業向け特例の基本算定率（建設業は原則一〇％、中小企業は四％）を廃止し、すべて公取委の裁量に委ねるものである。さらに、現行は対象案件で売上げ（受注）がなければ課徴金は課せられないが、今後は欧米のように対象分野全体をとらえ、巨額の課徴金を課すことも可能になる。

こうした動きに対して建設業界は、いまコンプライアンス（法令順守）徹底への取組みが進んでいることを理由に「独禁法違反リスクは過去のもの」との声もある。しかし、公取委に裁量権を持たせる権限強化と中小企業に対する特例の廃止は、建設業を含む経済界にとって無関心ではいられないはずだ。

ただ、ここで問題なのは、官邸、与党、行政の関係が、過去と現在では大きく異なっている点だ。例えば、政府税調が提案しても自民党税調が無視してきた「配偶者控除の見直し」について、現在は自民党税調会長が言及する時代だ。裁量性のある課徴金制度の導入について、グロ

建設業界は過去にも第四次産業革命のような大波に何度も直面してきたが、その大波に対抗、対応する方策はあった。

大波への対抗手段、これまでは常に用意

バブル崩壊後、地方の建設業界を疲弊させた大きな要因の一つといわれるのが一九九四年四月から本格導入された一般競争入札だ。また、この年に導入された小選挙区制は、国会議員の大局的な政策観もしぼませた。

そこで、価格だけで落札者を決める一般競争入札に伴う弊害の解消、品質の確保を目的に浮上したのが総合評価落札方式だった。しかし、当時のこの方式は適用案件ごとに財務省の承認が必要で、公共発注者にとって手続きがきわめて煩雑だった。

これらを受けて制定されたのが、公共発注者の品質確保の担保策として総合評価落札方式の採用を求める「公共工事品質確保促進法（品確

ーバル化を重視する安倍官邸が容認した場合、どういう対抗策を誰がとれるか、はなはだ心許ない。

政府が九月、成長へ向けた産業構造改革を視野に未来投資会議を設立したのは「痛みを伴っても転換する」第四次産業革命を進める意思を改めて鮮明にするためである。もちろん政府の一員である国土交通省もi-Constructionを進めなければならぬ。仮にICT導入が建設業界で急速に進んだときの「痛み」の細部が検証されずに、中小建設業が不安を感じていても、いったん動き出した政策という歯車は簡単には止まらない。

松尾芭蕉は俳諧の理念として「不易流行」を説いた。時代とともに変わるものと、変わらないものがあるという意味だが、建設業界に置き換えるとうなるだろう。

建設事業やその意義は変わらない「不易」にあたり、今後も揺るがない。一方、変わる建設生産システムと政策は完全に「流行」、変わるものである。しかし、建設生産システムの「流行」は建設業の根幹に関わる問題だ。その結果の「痛み」と影響を中小企業も含めた建設業界は本当に理解しているのだろうか。そもそも建設業の「不易流行」とは何か。変えずに守るべきものと、変えるべきものについて、立ち止まっていま一度考えるときにきている。